**著作権譲渡手続きの電子化について**

日本テスト学会編集出版委員会

従来、本学会誌では、論文投稿者に対して投稿後ただちに著作権に関する所定の契約書に必要事項を記入し、著者全員が署名または捺印の上、日本テスト学会事務局に郵送することを投稿規定で求めておりました。しかし、著者全員が1枚の紙に署名または捺印した上で書類を郵送することは、著者の負担になってしまっている面があります。そこで本学会では、証憑書類をしっかりと残しながらも、著者への負担を軽減するために、次号以降、著作権譲渡書類について以下のように運用を変更いたします。

* 従来の郵送送付に加えて、スキャンした著作権譲渡書類を投稿時に投稿審査システムから電子的に提出することを認める。
* 全著者が1枚の書類に署名捺印するのではなく、著者ごとに個別に書類を作成することを認める。ただし、著作権譲渡書類は論文投稿を行う著者（通常、筆頭著者）が取りまとめ、一括して提出することとする。